

ID : L-KR0006

データ収集日 : 2021年7月28日

聞いた素材 : 著作権セミナー～教育活動と著作権～(尾崎史郎, 九州大学, 2014)

<https://www.youtube.com/watch?v=rthtkITwrI>

行番号	聞いた素材	協力者の発話内容		データ収集者の発話内容	備考
		発話	日本語訳		
1	著作権について考えるときにはですね、まず著作物とはなにかという、	우선 저작물이란 무엇인가에 대해서	まず著作物とはなにかについて		「聞いた素材」の動画は2014年に撮影されたもので、その後著作権法は改正されている。
2	ちょっとあの、法律的な話になっちゃう、なっちゃいそうなんですが、	법률적인 얘기가 될 것 같지만	法律的な話になりそうですが		
3	著作物とはなにかというあの話から、	저작물이란 무엇인가에 대해서 이야기	著作物とはなにかについて話し		
4	いつもさせていただいております。	이야기하고 싶습니다.	話したいと思います。		
5	えーと言いますのも、あの著作権の制度というのはですね、	저작권의 제도라는 것은	著作権の制度というのは		
6	基本的、基本的な、制度の基本的な考え方たは、	제도의 기본적인 생각은	制度の基本的な考えは		
7	他人が作った著作物を使うときには、	타인이 만든 저작물에 대해서	他人が作った著作物について		
8	あの原則として作った人の許可を得て	그것을 사용할 때 만든 사람의 허가를	それを使用するとき作った人の許可を		
9	使いましょうねと、無断で使っちゃいけませんよ	허가를 얻어서 사용합시다. 무단으로 사용해서는 안됩니다.	許可を得て使用しましょう。無断で使用してはいけません。		
10	というのがまああの、基本的な考え方になりますので、	이것이 기본적인 생각이 되기 때문에	これが基本的な考え方になるので		
11				基本的な考え方というのはなんですか。	

12		「んー、ちょっと忘れましたけど。すみません。」	「んー、ちょっと忘れましたけど。すみません。」		
13	じゃああの、なにかあの他人が作ったものを使おうとしたときに、	뭔가 타인이 만든 것을 사용할려고	なにか他人が作ったものを使用しようと		
14	それが著作物なのか、著作物でないのか	그것이 저작물인지 저작물이 아닌지	それが著作物なのか著作物ではないのか		
15	というのが最初のポイント、ということになります。	그것이 첫번째 포인트	それが最初のポイント		
16	まああの簡単に言うと、著作物であれば、	간단하게 말하자면, 저작물이면	簡単に言うと、著作物なら		
17	まああの原則許可がいる、まあ	원칙적으로 허가가 있다.	원칙的に許可がある。		
18	もっと言えば著作権法のいろんな制約を	저작권의 여러가지 제약을	著作権のいろいろな制約を		
19	受けると。しかし、それが	받는다. 하지만 그것이	受ける。しかしそれが		
20	著作物でなければ少なくとも	저작권이 아니라면 적어도	著作権ではないのなら少なくとも		
21	著作権法は関係ないじゃないかと、	저작권이랑은 관계가 없는 것이 아닌가	著作権とは関係がないのではないか		
22	いうことになりますので、一体なにが著作物なのかということを	그것이기 때문에 대체 무엇이 저작물인지	それなのでいったいなにが著作物なのか		
23	まずあの知っていたく必要があろうかと思います。	그것이 무엇인지에 대해 먼저 알고 있는 것이 필요하다고 생각됩니다.	それがなんのかについてまず知っていることが必要だと思われます。		
24				この人が言っている簡単なポイントというのはなんですか。	
25		어, 저작물인지 아닌지?	えー、著作物なのかどうか?		

26	で、著作物の定義というのは、	저작물의 정의는	著作物の定義は		
27	あの、上に赤で書いてますが、	위에 빨간 색으로 적혀 있는데	上に赤で書かれていますが		
28	あの法律上の定義は思想または	법률적인 정의는	法律的な定義は		
29	感情を創作的に表現したものであって、	어, 감정을 창작적으로 표현한 것이고	えー、感情を創作的に表現したもので		
30	文芸、学術、美術又は	문예, 예술, 미술	文芸、芸術、美術		
31	音楽の範囲に属するもの、これが	의 범위를 얘기합니다.	の範囲を言います。		
32	まああの著作物の定義ですので、	이것이 저작물의 정의입니다.	これが著作物の定義です。		
33	なにか物があったときにそれが著作物かどうかというのは、	그것이 저작물인지 아닌지	それが著作物なのかどうか		
34	この定義に該当するかどうかで	이 정의에 해당하는지 아닌지에	この定義に該当するのかどうかで		
35	判断、まあ当然ながらするということになります。	판단하는 것으로 됩니다.	判断することになります。		
36	で、定義を見るとなんか偉そうなこと書いてあるんですが、	정의를 보면 여러가지가 쓰여 있는데	定義を見るといろいろ書かれているんですが		
37	たとえばここで、創作的にという	예를 들면 여기에 창작적으로	たとえばここに創作的に		
38	言葉が使われてるんですが、	라는 단어가 사용되고 있는데	という単語が使用されていますが		
39	創作的と言ってもですね、	창작적이라고 말해도	創作的と言っても		

40	あの特許などのような。	특허 같은	特許のような	
41	あの独創性とか新規性というものが	독창성이나 신규성이	独創性や新規性が	
42	要求されるわけではありません。	요구되는 것은 아닙니다.	要求されるのではありません。	
43	あの作った人の個性が。	만든 사람의 개성이	作った人の個性が	
44	なんらかの形であらわしてれば	어떠한 형태로든 나타나면	どんな形態であろうと表されれば	
45	いいんだと、	좋다	いい	
46	足りるんだと、いうふうにあの、言われております。	라고 말하고 있습니다.	と言っています。	
47			この先生は、創意的というのをどのように説明していましたか。	
48		만든 사람의 개성이 드러나 있는지 아닌지。	作った人の個性が表れているのかどうか。	
49	えーそれからあとあの文芸学術うんぬんかんぬんと	그리고 문예 학술, 여기서 선생님이 ヌンカ? 그 말은 무슨 무슨 말인지 모르겠어요. 아마, 그 외의 것, 등등, 같은 거를 말한다고 생각해요。	そして文芸学術、ここで先生が「ヌンカ」？この言葉はどういう意味かわかりません。たぶん、そのほかのもの、等々、のようなことを言っているのだと思います。	
50	書いてあるんで、これはあの芸術的な価値がないとだめなのかとか、	이거는 예술적인 가치가 없으면 안되는 것인가	これは芸術的な価値がなくてはだめなのか	
51	学術的な、あの価値があるものだけを保護している	학술적인 가치가 있는 것만이	学術的な価値があるものだけが	
52	かと勘違いされるかたがおられる	착각하고 계시는 분이	錯覚しているかたが	
53	かもしれません、別にそういう	있다고 생각하지만	いると思いますが	

54	高度なものは要求しておりませんので、	그런 거는 요구되어 있지 않기 때문에	そんなものは要求されていないので	
55	まあああたとえばあの、子供の描いた絵とか	예를 들면 아이가 그린 그림	たとえば子供が描いた絵	
56	作文であってもですね、	작문이라고 해도	作文だとしても	
57	書いた子供の個性が出ていれば、	그린 아이의 개성이 드러나 있다면	描いた子供の個性が表れていれば	
58	著作物ということになります。	저작물이 됩니다.	著作物になります。	
59			少し戻るのですが、聞き取れなかったことはをどのように推測したか、教えてもらえますか。	
60	응, 문예 학술 외의 저작물이 사용되는 것이 많다고 지금 말하고 싶은 것 같아서, 그, 만든 사람의 개성만 드러나 있으면은 그게 저작물이다라고 말하고 싶은 것 같아서, 그게 꼭 문학 예술이 되어 있는 것만이 아니다, 라고 생각해서, 등등이라고 했어요.	うーん、文芸学術以外の著作物が使用されることが多いと今言いたいようで、その、作った人の個性さえ表れていればそれが著作物だと言いたいようで、それが文化芸術になっているものだけではない、と考えて、等々と言いました。		
61			前と後の文脈から推測したということですか。	
62	네.	はい。		
63			今どんな例が出ていたか、覚えていらっしゃいますか。	
64	아이가 그린 그림이나 작문. 거기에도 아이의 개성이 드러나 있으 면 그것이 저작물이다. 네.	子供が描いた絵や作文。そこにも子供の個性が表れていればそれが著作物だ。はい。		
65	もっと言えばあの学生さんが書かれたレポートですね、	학생이 쓴 레포트	学生が書いたレポート	
66	こんなレポートじゃ単位とでもじゃない	이런 레포트라도 단위를 딸 수 있는가	こんなレポートでも単位が取れるのか	
67	出せないなと思うようなものであったとしても、	딸 수 없는가라고 생각되는 것이라고 하더라도	取れないのかと思われるものだとしても	

68	書いた人の個性がなんらかのか、	쓴 사람의 개성이	書いた人の個性が		
69	まあ、あの形で、出てる、ある程度の長さの文章を書くと、	어떤 형태로든 나타나 있으면	どんな形態であろうと表れていれば		
70	まあ、あの、本人意識しなくても	문장을 쓸 때 본인은 의식하지 않더라도	文章を書くとき本人は意識しなくても		
71	だいたい、あの書く人の個性がどっかに出てくるケースが	쓴 사람의 개성이 어디에서든 나타나는	書く人の個性がどこかで表れる		
72	多いんで、だいたい	그런 경우가 많기 때문에	そんな場合が多いので		
73	そういうものは著作物に、あの、該当するんだと、	그런 것들도 저작물에 해당이 된다	どんなものも著作物に該当する		
74	いうふうに思っていただいたほうがいいと思います。	그렇게 생각하시는 게 좋다고 생각합니다.	そうお考えになるのがいいと思います。		
75	ただあの、まあ、たくさんのもの、ちょっとしたものでも著作物ということに	하지만 너무 작은 것이라도 저작물이 되어 버린다면	しかしあまりにも小さいものでも著作物になってしまうと		
76	なろうかと思うんですが、注意していただきたいのはちょっとその、2つ目のまる、あ、3つ目のまるなんですが、	주의하고 싶은 것이 세 번째 둥그라미	注意したいのが3つ目のまる		
77	えー単なるデータとか事実、	그냥 데이터나 사실	ただデータや事実		
78	単なるデータとか事実というのは、	그것이 단순한 데이터나 사실이	それが単純なデータや事実が		
79	それがいくら価値があるものであっても、	그것이 가치가 있는 것이라도	それが価値があるものでも		
80	あるいはそのデータを見つけるのに	그 데이터를 찾는데 엄청난	そのデータを見つけるのに大変な		
81	ものすごい、あの苦労するようなものであったとしても、	힘이 들었다고 하더라도	苦労をしたとしても		

82	データとか事実そのものは、	데이터나 사실 그 자체는	データや事実それ自体は	
83	著作物ではありません。	저작물이 아닙니다.	著作物ではありません。	
84	もっと言えば著作権法の保護の対象には	저작권의 대상이	著作権の対象に	
85	なっていません。	되어 있지 않습니다.	なっていません。	
86	だからいくら貴重なデータであっても、	그러니 그것이 아무리 귀중한 데이터라도	だからそれがどんなに貴重なデータでも	
87	他人のデータを勝手に使ったとしても、	타인의 데이터를 마음대로 사용했다 하더라도	他人のデータを勝手に使用したとしても	
88	えーそれは著作権法上の問題は	그거는 저작권상, 법상의 문제는 없다	それは著作権上、法上の問題はない	
89	生じないと、いうことになります。	그것이 됩니다.	そうなります。	
90			今、著作権法上問題はないと言っていたんですが、なにが著作権法上問題はないと言っていましたか。	
91		그냥 단순한 데이터나 사실 같은 건, 저작권상 문제가 되지 않는다.	ただ単純なデータや事実のようなものは、著作権上問題にならない。	
92	またあの、えーアイディア、学説、	그리고 아이디어나 학술	そしてアイディアや学術	
93	といったような、いわゆる考え方ですね、	말하자면 생각	言ってみれば考え	
94	考えたそのものも、著作権の	생각 그 자체도 저작권	考えそれ自体も著作権	
95	制度では保護しておりません。	법상으로는 보호되지 않습니다.	法律上は保護されません。	

96	いくら画期的な考え方であっても、	아무리 획기적인 생각이라고 하더라도	どんなに画期的な考えだとしても	
97	考え方たそのものは、	생각 그 자체는	考え方自体は	
98	著作物ではない。	저작물이 아닙니다.	著作物ではない。	
99	まあ、えーと、定義で言うとあの、	정의로 말하자면	定義で言うと	
100	表現したものというのがあの、	표현한 것이라는	表現したものという	
101	著作物の定義に、創意的に表現したもの	저작물의 정의로 표현한	著作物の定義で表現した	
102	という言葉が使われてますが、	이란 단어가 사용되어 있기 때문에	という単語が使用されているので	
103	あの具体に、あのまあ表現、まあ書きあら、書いたものというとちょっと語弊あるんですが、	쓴 것이라고 한 다음에, 그, ゴヘーワク? 그 단어는 잘 모르겠어요. 아마, 좀 실례되는 말이라고 생각해요.	書いたものと言ったあと、その、「ゴヘーワク?」その単語はわかりません。たぶん、ちょっと失礼な言葉だと思います。	
104	具体に表現したものが著作物	구체적으로 표현한 것이 저작물	具体的に表現したものが著作物	
105	になるんであって、	되는 것이고	なるもので	
106	表現の背後にある考え方たは、	표현의 뒤에 있는 생각은	表現のうしろにある考えは	
107	著作物ではない、	저작물이 아닙니다.	著作物ではない。	
108	著作権法の保護の対象では	저작권의 보호 대상이 아니다.	著作権の保護の対象ではない。	
109	ないということになりますので、その点も、知つてください。	그 점도 알아 두세요.	その点も知っておいてください。	

110	まあデータとか事実とか考えかたは、	데이터나 사실이나 생각	データや事実や考え方		
111	著作権法では保護していないんだということは、	저작권법상으로는 보호되어 있지 않다。	著作権法上は保護されていない。		
112	頭に入れといてください。	를 머리에 넣어 두세요.	を頭に入れておいてください。		
113	まああの、ただあのもちろんですね、著作権法では保護していないとは	물론 저작권상으로는 보호되어 있지 않는	もちろん著作権上は保護されていない		
114	言いますが、あの他人のデータとか	타인의 데이터나	他人のデータや		
115	他人の考え方を、	생각을	考え方		
116	あたかも自分が、あの見つけたデータとか自分の、	자기가 찾은 데이터나	自分が見つけたデータや		
117	があの、考えついた考え方だと嘘を	자기가 한 생각이라고 거짓말을	自分が考えたことだと嘘を		
118	ついでいいのかというと、それはもう	거짓말을 해도 되는 것인가라고 한다면	嘘をついてもいいのかというと		
119	著作権とは別ですが、	저작권이랑은 별개이지만	著作権とは別ですが		
120	まああの別の次元の話ですが、嘘をつくというのは当然よくないことで すので、	그렇게 사용한다면 좋지 않다.	そんなふうに使用したらよくない。		
121			著作権とは別だと言つてくれたんですが、なにが著作権と別なのでしょ うか。		
122		타인이 쓴 데이터나, 데이터 같은 거를, 자기가 마치 한 것 처럼 거 짓말 하면은 안된다. 그거는 다른 이야기다.	他人が書いたデータや、データのようなものを、自分がまるでしたこと のように嘘をついたらいけない。それは違う話だ。		
123	たとえば論文なんかお書きになる際に、	예를 들어 논문 같은 걸 쓸 때	たとえば論文のようなものを書きとき		

124	他人のデータを、あの、勝手に使ったからといって	타인의 데이터를 마음대로 썼다고 해서	他人のデータを勝手に使ったからといって	
125	著作権法上の問題は	저작권법상의 문제는	著作権法上の問題は	
126	まったく生じませんが、	문제는 전혀 일어나지 않지만	문제는まったく生じませんが、	
127	そのデータを自分が見つけたデータかのごとく、	자기가 마치 찾은 데이터인 것 처럼	自分がまるで見つけたデータのように	
128	書けばですね。	쓰면	書けば	
129	あの研究者としては、	연구자로서는	研究者としては	
130	まああのどう言うんですか、あの批判をあびると。	비판을 받는다.	批判を受ける。	
131	場合によっちゃあ、	아,場合によっちゃ아, 韓国語にしたら, んー 뭐, 때에 따라서는	아, 「場合によっちゃ아, 韓国語にしたら, んー」まあ, ときによって는	
132	あの研究者生命を絶たれるかもしませんが、	비판을 받을지도 모른다.	批判を受けるかもしれない。	
133	それは、著作権とは別次元の話	그것은 저작권과는 다른 이야기	それは著作権とは違う話	
134	というふうに、あの、おか、考えてください。	그렇게 생각해 주세요.	そう考えてください。	
135	ただあの、データそのもの、	하지만 데이터 그 자체	しかしデータそれ 자체	
136	あるいはアイディア、考えたそのものは	혹은 아이디어, 생각 그 자체는	あるいはアイディア、考え方 자체は	
137	著作物ではないんですが、	저작권이 아니지만	著作権ではありませんが、	

138	データを加工した図表	데이터를 가공한 도표	データを加工した図表		
139	とかですね。アイディアを解説した文章	아이디어를 해설한 문서	아이디어を解説した文書		
140	ということになると、その図表とか文章の表現。	도표나 문서가	図表や文書が		
141	まあ書きぶりという、と言うんですかね。	표현이, 카키플리의 정확한 뜻은 모르겠는데, 그, 아마, 쓴 사람의 그런 개성이 나타나는 문제 같은 거, 라고 생각해요. 문제.	表現が、「カキブリ」の正確な意味はわかりませんが、その、書いた人のそういう個性が表れている文体のようなもの、だと思います。文体。		
142	そういうところに、書いた人の個性が出ていれば、	그런 곳에 쓴 사람의 개성이 나타난다면	そんなところに書いた人の個性が表れていれば		
143	著作物になりうるということになります。	저작권이 됩니다.	著作権になります。		
144			なにが著作権になりうると言っていましたか。		
145		데이터나 아이디어를 도표나 문서로 집적 쓴 것.	データやアイディアを図表や文書に自ら書いたもの。		
146			データやアイディアを文章に書くことですね。もう一つ、書きぶりという言葉はわからなかつたけど、書いた人の個性と言ってくれたんですが、それはそこから推測したんですか。		
147		なんか、あ、 그, 書く라는 단어랑 ぶり라는 단어가 만났을 때, 뭔가 그런 느낌이 들 것 같았어요.	「なんか」あ、その、「書く」という単語と「ぶり」という単語が出会ったとき、なんかそんな感じがすると思いました。		
148	個性があればですね。ま、逆の言いかたをすると	역으로 말하자면	逆に言うと		
149	個性がない、誰が書いても同じようになるものであれば、	누가 쓰더라도 그것이 같은 것이라면	誰が書いてもそれが同じものなら		
150	著作物ではないということになります。	저작물이 아니다.	著作物ではない。		
151	1つ例をあげますと、	하나의 예를 들자면	1つの例をあげると		

152	これはあの実験結果をあらわした	이거는 실험 결과를 나타낸	これは実験結果をあらわした	
153	グラフなんですが、	그래프인데요	グラフなんですが	
154	まあちょっと2種類、映りが悪くて恐縮なんですが	여기서 망이가悪い라고 했는데, 이게, 어, 그림이 잘 안보인다는 의미인지, 아니면, 보기 가 어려운 그래프인지, 어떤 의미인지는 모르겠어요.	ここで「映りが悪い」と言ったんですが、これが、えー、図がよく見えないという意味なのか、それとも、見にくいグラフなのか、どちらの意味のかわかりません。	
155	あの2種類の2つのグラフをここに、まああの、映りが悪いんですけどあの載つけてますが、これについてはですね、いずれもあの知財高裁のほうで、	チザイコーサ이가 무슨 뜻인지는 모르겠어요. 근데 아마, 이 그래프를 이제 만들거나 했는 조사했는 기관이라고 생각해요.	「チザイコーサイ」がどういう意味なのかはわかりません。でもたぶん、このグラフを作つたりした調査した機関だと思います。	
156	あの、争いになったとき、著作物ではないというふうなあの判断をします。	저작물이 아니라는 판단을 했습니다.	著作物ではないという判断をしました。	
157	まああの判例の一部を読むと、	판례의 일부를 읽으면	判例の一部を読むと	
158	実験結果などのデータ自体は	실험 결과등의 데이터 자체는	実験結果等のデータ自体は	
159	事実またはアイディアであって	사실이나 아이디어	事実やアイディア	
160	著作物ではないと、	임으로 저작물이 아니다.	であることから著作物ではない。	
161	著作物ではない以上、	저작물이 아닌 이상	著作物ではない以上	
162	そのようなデータを一般的な	그러한 데이터를 일반적인	そのようなデータを一般的な	
163	法に基づき表現したのみのグラフは、	수법으로 표현한 그래프	手法で表現したグラフ	
164	多少の表現の幅は多少の表現の幅はあり	다소 표현의 폭은 있지만	多少表現の幅はあります	
165	うるものであっても、なお著作物としての、	저작물로서의	著作物としての	

166	創作性を有しないものと解すべきであると。	창작성을 가지지 않는다고 해석한다.	創作性を持たないと解説する。	
167	まああのグラフにする、データをグラフにするとき、	데이터를 그래프로 하면	データをグラフにすると	
168	まああの、棒グラフもあれば折れ線グラフもあるとかですね、	봉 그래프도 있고 깨은 선 그래프도 있고	棒グラフもあるし折れ線グラフもあるし	
169	書きたはあのいくつかありますが、	만드는 방법은 여러가지가 있는데	作る方法はいろいろありますが	
170	それにしてもこの程度のものであればですね、	그래도 이러한 데이터라면	それでもこのようなデータなら	
171	あの、ごくふつ、一般的なやりかたであって、	극히 일반적인	ごく一般的な	
172	ここところにまああの、創作性はない、	이런 것에 저작권은 없다	こんなものに著作権はない	
173	まああのどう言うんですか、あの作った人の個性は出ているとは思えない、ということで、	만든 사람의 개성이 나타나 있지 않다	作った人の個性が表れていない	
174	この事案においては、この、2つの、グラフは、あの、ともに	이 두개 그래프는	この2つのグラフは	
175	著作物ではないと、	저작권이 아니다	著作権ではない	
176	いうふうに、あの、裁判所は判断してます。	라고 재판소는 판단했습니다.	と裁判所は判断しました。	
177			グラフの例が出ていたのですが、これで先生はなにを伝えたかったのでしょうか。	
178	ア、 이렇게 다른、 어떠한 형식으로 나타낸 그래프라도、 그것이 만든 사람의 개성이 드러나 있지 않은 거라면、그거는 저작물이 아니다。		あー、このように異なる、どんな形式であらわしたグラフでも、それが作った人の個性が出ていないものなら、それは著作物ではない。	
179	あの、実際あの教材をお作りになったりする際にですね、	실체로 교재를 만들거나 할 때	実際に教材を作ったりするとき	

180	結構グラフっていうのはいろんな形で使われるケース	꽤 그래프를 여러가지 상태로 사용하는데	かなりグラフをいろいろな状態で使用するんですが		
181	多いと思うんですが、	그것이 좋다라고 생각되는데	それがいいと思われるんですが		
182	あの、ま、グラフだから著作物ではないと	그래프니까 저작물이 아니다	グラフだから著作物ではない		
183	いうつもりは毛頭ありません。	라는 것은 아닙니다만	ということではありませんが		
184	グラフでも著作物性のあるものは当然あると思うんですが、	저작물이 되는 건 물론 저작물이 됩니다。	著作物になるものはもちろん著作物になります。		
185	あの、教材なんかで使ってるのは結構	교재에서 사용되는 그래프는	教材で使用するグラフは		
186	単純なグラフが多いんですね。	단순한 그래프가 많습니다.	単純なグラフが多いです。		
187	2つ3つの変数を、まあ時系列	두개 세개의 변수를	2つ3つの変数を		
188	なりなんか一定の法則に、基づいて	일정한 법칙에 따라서	一定の法則に従って		
189	並べただけのグラフというのも	나열한 그래프도	羅列したグラフも		
190	結構、あの、あのよく使われますので、	잘 사용되기 때문에	よく使われるの		
191	そういうものはですね、データそのものも著作物では	그런 것은 저작물 자체, 응? 만든 것 자체도 저작물이	そういうものは著作物自体, ん? 作ったもの自体も著作物では		
192	ないし、グラフとして表現しても、	아니고, 그것을 그래프로 만들어도	なくて、それをグラフに作っても		
193	ま、単純なグラフなんで、	단순한 그래프이기 때문에	単純なグラフなので		

194	ちょっと創作性がない。	창작성이 없다.	創作性がない。		
195	つまり著作物ではない	즉 저작물이 아니다.	つまり著作物ではない。		
196	可能性が、高い。ほとんどが著作物じゃない	그런 가능성은 높다.	そういう可能性が高い。		
197				なにが著作物ではないと言つていましたか。	
198		교과서에서 사용되는 그레프.	교과서에서 사용되는 그레프。		
199	と思います。で、著作物じゃないということになると、	저작물이 아니게 되면	著作物ではなくなると		
200	教材にそのグラフを組み込むといつても	교과서에 그 그래프를 넣는다고 해서	교과서에 그 그래프를 넣는다고 해서		
201	別にまああの、著作権法上の、	저작권법상의	著作権法上の		
202	制約は当然かかりませんので、	문제는 없기 때문에	문제는 없기 때문에		
203	あの、著作権の観点から言うと	저작권의 관점에서 본다면	著作권의 관점에서 본다면		
204	自由に使って構わないと、	자유롭게 사용해도 상관없다	자유로운 사용은 허용된다		
205	いうことになります。	라는 것이 됩니다.	그렇습니다.		
206	ただグラフはそうなんんですけど、	하지만 그레프는 그렇지만	그러나 그레프는 그렇지만		
207	一方あのイラストみたいなものですね。	반면에 일러스트 같은 것은	일러스트와 같은 것은		

208	イラストというのは結構まあ	일러스트라는 거는	イラストというものは		
209	あの、イラストを描く人の個性が出やすいんで、	그것을 그리는 사람의 개성이 나오기 쉽기 때문에	それを描いた人の個性が出やすいので		
210	ま、ちょっとしたイラストでも、	작은 일러스트라고 하더라도	小さいイラストだとあっても		
211	あの、ま、ちょっとしたというのはちょっと語弊ありますかね。	작은 일러스트라고 하더라도、の後에서도 ゴーー라고 했는데、これ 것도 앞에서 얘기한 듯이、 실제로되는 말, 이라고 생각해요。	小さいイラストだとあっても、のあとにも「ゴーー」と言ったんですが、これ も前に言ったように、失礼な言葉、だと思います。		
212	あの、あ、この図はわかりやすくって	이 그림은 보기 쉽고	この図はわかりやすくて		
213	あの教材に適してるとか、	교재에 적합하다고 생각되는	教材に適合すると思われる		
214	お考えになるようなイラストであれば、	그런 생각이 드는 일러스트들은	そう思われるイラストは		
215	だいたいあの創作性があるケースが多い、	대체적으로 창작성이 있는	だいたい創作性がある		
216	著作物である可能性が高いと思いますので、	저작물이 될 가능성성이 높다.	著作物になる可能性が高い。		
217	ちょっとグラフのほうはあの、結構あの教材に、あの	그래프는 교재에 사용해도	그래프는教材に使用しても		
218	無断で使ったからといって	무단으로 사용했다고 해서	無断で使用したからといって		
219	著作権法上の問題はあまり生じないと思うんですが、	저작권법상의 문제는 거의 일어나지 않지만	著作権法上の問題はほとんど生じませんが		
220	イラストの場合はちょっとあの、問題が出てくる可能性が	일러스트의 경우는, 그렇지 않을 때, 문제를 일어날 경우가 있다.	イラストの場合には、そうではない、あ、問題が生じる場合がある。		
221	高いんだというぐらいのつもりでいていただけたらと思います。	그런 경우가 높다, 라고 말할 수 있습니다.	そんな場合が高い、と言えます。		

222	あの、グラフについてはちょっと、よくあの、	그래프에 따라서는	グラフによっては	
223	使われるんで、あの、1つだけ、例を示しました。	응? 중간에 잘 못들었는데、 너무 중간에 끊겨서. 이런 예를 들었습니까? 途中でよく聞こえなかったんですけど、あまりにも途中で切れていって。こんな例を挙げました。で終わりました。		
224			イラストとデータと違う点はなんだったでしょうか。	
225		그래프 같은 경우에는、 거의 저작권 저작물이 아니지만、 일러스트는 대체적으로 저작물이다、라고 말했어요。	グラフのような場合は、ほとんど著作権著作物ではありませんが、イラストはだいたい著作物だ、と言いました。	
226			どうして著作物にあるかについては、話していましたか。	
227		그, 일러스트는、 이제 그린 사람의 개성이 드러나기가 쉽기 때문에。	その、イラストは、描いた人の個性が表れやすいから。	
228	あの、著作物かどうかというのは定義で	저작물인지 아닌지에 대한 것은	著作物なのかどうかについてのことは	
229	決まる、定義に該当するかどうか	정의에 해당되는지 아닌지	定義に該当するかどうか	
230	ということなんですが、まああの、	예 의한 것이지만	によるものですが	
231	著作権法には例示というのが	저작권법에는	著作権法には	
232	あの載ってまして、9タイプの著作物、	이런 아홉개의 저작물이	このような9つの著作物が	
233	こんな著作物があるよというのが、言語の、で書かれた言語の著作物とか音楽とか	언어의 저작물이나 음악의 저작물	言語の著作物や音楽の著作物	
234	踊りの振り付け、	어, 무용의 저작물이나 미술의 저작물	えー、舞踊の著作物や美術の著作物	
235	美術、あとあのまあ、あの写真とか、映画とか、	사진이나 영화	写真や映画	

236	地図图形とかコンピュータ	어, 지도나 도형이나	えー、地図や图形や		
237	プログラムとかいろいろ書いてあります。	프로그램등이 여러가지 적혀 있는데	プログラム等がいろいろ書かれていますが		
238	まあこういうふうなものが、あの	이러한 것들이	このようなものが		
239	著作物としてはこんなものがありますよというふうに、	저작물로서는 이런 것들이 있습니다.	著作物としてはこのようなものがあります。		
240	例として示してありますが、	예로서 들고 있습니다.	例として挙げています。		
241	これはあくまで例として示してあるだけなんで、	이것은 어디까지나 예로서 들고 있는 것이고	これはあくまで例としてあげているもので		
242	著作物かどうか最終的な判断というのは、	저작물인지 아닌지 최종적인 판단은	著作物なのかどうか最終的な判断は		
243	著作物の定義に該当するかどうかで	저작물의 정의에 해당하는가 안하는가	著作物の定義に該当するのかどうか		
244	決まるということになります。	그걸로 정해집니다.	それで決まります。		
245	あとあの、ちょっと変わりだねの著作物が	여기서 카ワリタネ는 뭐라고 하는 건지 잘 모르겠는데, 아마, 카わり라는 단어를 썼으니까, 어, 다른 종류의 저작물에 대해서 얘기하는 거라고 생각해요.	ここで「カワリタネ」はなんと言っているのかわかりませんが、たぶん、「かわり」という単語を使っているので、えー、他の種類の著作物について話しているのだと思います。		
246	あるんでそれを言いますと、1つがあの編集著作物とか	첫번째가 편집 저작물이나 데이터 베이스 저작물	1つ目が編集著作物やデータベース著作物		
247	データベースの著作物と言われているものです。ま、あの編集物とかデータベースというのは	편집물이나 데이터 베이스는	編集物やデータベースは		
248	たくさんの素材を集めてきて作ります。	여러가지 소재를 모아서 만듭니다.	いろいろな素材を集めて作ります。		
249	そうなると、いったいあの編集物とかデータベースの	그렇게 되면 편집물이나 데이터 베이스를	そうなると編集物やデータベースを		

250	中に入れるか、入れるものを選ぶ。	그 안에 무엇을 넣을지 고르는	その中に入れるか選ぶ		
251	選択するという行為があります。	선택한다는 행위를 합니다.	選択するという行為をします。		
252	またあの、選んだもの、まあ、あの編集物であれば	그리고 고른 것을	そして選んだものを		
253	どういうふうに、並べる、まあ配列するかと。	어떤 형식으로 나열할지	どんな形式で羅列するか		
254	配置するかと。	배치할지	配置するか		
255	いうところも、まあ、あの作る人がいろいろ。	그런 것도 만드는 사람이 여러가지	そういうことも作る人がいろいろ		
256	あの、頭をひねります。	「頭をヒネリマス」의 정확한 의미는 모르겠는데、 아마、 머리를 맞대서 생각한다、라는 뜻 같아요。	「頭をヒネリマス」の正確な意味はわかりませんが、たぶん、頭を突きあわせて考える、という意味だと思います。		
257	そういうこともあって、編集物とかデータベースは、	편집물이나 데이터 베이스는	編集物やデータベースは		
258	そこの中に入れるか、	그 안에 무엇을 넣을지	その中に入れるか		
259	なにを収録するか、	무엇을 수록할지	なにを収録するか		
260	またそれをどういう順番で並べるか、	그것을 어떤 순서로 나열할지	それをどんな順序で羅列するか		
261	どの位置に置くか、そういう、まああの選択	어떤 배치에 놓을지	どんな配置に置くか		
262	または配列、そういうところに、作った人の個性がで、	그런 곳에 만든 사람의 개성이	そんなところに作った人の個性が		
263	出ているようであれば、全体としては	나와 있다면 전체적으로	出ていれば全体的に		

264	편집著作物,	편집 저작물, 혹은	편집著作物,あるいは	
265	あるいはデータベース의著作物として	데이터 베이스 저작물로서	데이터베이스著作物として	
266	보호されるということになります。	보호되는 것으로 됩니다.	보호されることになります。	
267			いま編集著作物の例が出てきたのですが、どうしてここで先生が説明をしているのですか。	
268	음, 편집을 할 때 여러가지 데이터를 사용해서 만드는데, 그거를 어떻게 배열할지 같은 거는 만드는 사람의 개성이기 때문에, 그래서 그거를 지금 설명하고 있습니다. 저작물이라고 설명하고 있습니다.	うーん、編集をするときいろいろなデータを使用して作るんですが、それをどのように配列するかというようなことは作る人の個性なので、だからそれを今説明しています。著作物だと説明しています。		
269			頭をひねるというのを、頭を突きあわせて考えると推測していたのですが、どういうところからそのような推測になったのですか。	
270	그 앞의 문장이 정확히 뭐였는지 기억이 안나는데, 아마 그 앞의 문장에서, 그, 머리를 사용해서, 이렇게, 어떻게 배열할지등에 대해서 말한다는 느낌으로 말했기 때문에.	その前の文章が正確にならなかったか覚えていませんが、たぶんその前の文章で、その、頭を使って、こう、どう配列するかなどについて言っている感じで話していたので。		
271	まあ典型例は新聞の紙面とかなんかですね。新聞の	신문, 신문의, 신문상에서	新聞, 新聞の, 新聞上で	
272	紙面であれば、あの、編集者は、あの、え、どの記事を載つけるかとの写真を	편집자는 어떤 기사를 넣을지	編集者はどんな記事を入れるか	
273	載つけるかということを、選ぶ、選ぶ、そこにも創作性ありますし、	그거를 고르는데도 저작, 창작적인 것이 드러나고	それを選ぶのにも著作、創作的なものが表れて	
274	選んだものをどの位置にどの大きさで並べるか	그것을 어디에 어떤 배치에 어떤 사이즈로 넣을지	それをどこにどんな配置にどんなサイズで入れるか	
275	ということにも創作性がありますので、	거기에도 창작성이 있기 때문에	そこにも創作性があるので	
276	全体としては編集著作物	전체적으로 말하자면, 편집 저작물	全体的に言うと、編集著作物	
277	ということになります。	이 됩니다.	になります。	

278	ま、もちろんあの、中に入ってる、1つ1つの写真とか記事も、	물론 안에 들어가 있는 하나하나의 사진이나	もちろん中に入っている1つ1つの写真や	
279	あの著作物ですので、	그것도 저작물이기 때문에	それも著作物なので	
280	1つあの、まあ両方の権利が、ダブルではたらくということが、	두 가지의 권리가 더블로 사용되고 있다.	2つの権利がダブルで使用されている。	
281	ありますということになります。	사용되고 있습니다.	使用されています。	
282			両方の権利と言ってくれたんですが、両方というのはなにとなんのことですか。	
283		이 편집 저작물이란 권리랑 일반 저작권이라고 생각해요.	この編集著作物という権利と一般の著作権だと思います。	
284	え、それからもう1つ二次的著作物	또 한개 이차적인 저작물	もう1つ二次的な著作物	
285	という言葉が時々出てくるんですが、	가끔 나오는데요	ときどき出てくるんですが	
286	これは、なにか著作物が	이것은 어떠한 저작물이	これはある著作物が	
287	あって、それに創作性を加えて	있고, 거기에 또 다른 저작, など? 창작성을 부여하는	あって、そこにまた別の著作、ん? 創作性を付与する	
288	別の形にした、	다른 형태로 한	別の形態にした	
289	のを二次的著作物と言っています。	것을 이차적 저작물이라고 하고 있습니다.	ものを二次的著作物と言っています。	
290	ま、たとえば日本語の論文があつて、	예를 들면 일본어 논문	たとえば日本語の論文	
291	それを英語に翻訳した。	그것을 영어로 번역한	それを英語に翻訳した	

292	できあがった英語の論文は、二次的著作物	만들어진 영어 논문은 이차적 저작물	作られた英語の論文は二次的著作物		
293	という位置づけになります。	이 됩니다.	になります。		
294	要するに翻訳という行為に創作性ありますので、	번역이라고 하는 것에 창작성이 들어가기 때문에	翻訳というものに創作性が入るので		
295	できあがったのは二次的著作物。	만들어진 것은 이차적 저작물	作られたものは二次的著作物		
296	で、この場合の権利関係でいうと、	이런 경우의 권리 관계라고 한다면	という場合の権利関係でいうと		
297	日本語の論文を	일본어의 논물을	日本語の論文を		
298	英語に翻訳したいと	영어 논문으로 번역하고 싶다	英語の論文に翻訳したい		
299	思えば、もとの日本語の論文を書いた	원래 일본어 논문을 쓴	もとの日本語の論文を書いた		
300	人の許可がいります。	그 사람의 허가가 필요합니다.	その人の許可が必要です。		
301	無断で勝手に翻訳しゃだめよと、いうことになります。	무단으로 마음대로 번역하면 안됩니다.	無断で勝手に翻訳してはいけません。		
302				論文の中で、二次的著作物をどう説明をしていたか、覚えていましたか。	
303		일본어 논물을 영어 논문으로 번역할 때、英어 논문으로 번역된 것도 저작물이다。	日本語の論文を英語の論文に翻訳するとき、英語の論文に翻訳されたものも著作物だ。		
304	で、できあがった、あの、英語の論文、	만들어진 영어 논문	作られた英語の論文		
305	二次的著作物を使う場合には、	이 이차적 저작물을 사용할 때는	この二次的著作物を使用するときは		

306	翻訳した人、プラス、	번역한 사람 플러스	翻訳した人プラス		
307	原作、元になった日本語の論文を	원래 일본어 논문을 쓴	もとの日本語の論文を書いた		
308	書いた人、元の論文書いた人と翻訳した人、	원래 쓴 사람과 번역한 사람	もとの書いた人と翻訳した人		
309	両方の許可がないと使えませんよ	두 사람의 허가가 없으면 사용할 수 없다.	ふたりの許可がないと使用できない。		
310	ということになりますので、ま、そんなものを二次的著作物と言ってます ので、	그런 것을 이차적 저작물이라고 하고 있기 때문에	そういうものを二次的著作物と言っているので		
311	ちょっと頭の隅に入れといてください。	머리에 넣어 두세요.	頭に入れておいてください。		
312			先生は、二次的著作物で頭に入れておかなければならぬこと、注意すべきことはなんだと説明していますか。		
313		아, 그, 이차적 저작물을 사용할 때, 아, 번역한 사람이랑 원래 그 일본어 논문을 쓴 사람, 두 사람의 허가가 필요하고, 필요하다, 라고 말했어요.	あー、その、二次的著作物を使用するとき、あー、翻訳した人とともにとその日本語の論文を書いた人、ふたりの許可が必要で、必要だ、と言いました。		
314			ふたりの許可が必要だということが先生が言いたいことですか。		
315		그렇게 생각해요, 네.	そう思います、はい。		
316	まあ、あのこんなものが著作物でして、それを作った人を著作者と言います。	이런 것이 저작물이고、 그것을 만든 사람을 저작자라고 합니다.	こんなものが著作物で、それを作った人を著作者と言います。		
317	創作するも、著作物を創作する者、	저작물을 저작한 사람	著作物を著作した人		
318	要するに作った人が著作者です。	그거를 만든 사람이 저작자입니다.	それを作った人が著作者です。		
319	あの、著作物を作った人が著作者と	저작물을 만든 사람이 저작자	著作物を作った人が著作者		

320	いうことになりますので、まああの、ああ、すいません。あの、作った人が著作者ということになるんですが、	만든 사람이 저작자가 되는 것이지만	作った人が著作者になるのですが		
321	あの、著作物を作るときに関与したから	저작물을 만들 때 관여한	著作物を作ったとき関与した		
322	といって、まああの、著作物を創作したと言えるような行為をしていい人。	저작, 응? 창작을 할 때, 응, 같이 힘을 보탰다라고 할 수 있는 사람	著作, ん? 創作をするとき, うーん, 一緒に力を添えたと言えない人		
323	まあ著作物を創作するというのは	저작물을 만든다는 것은	著作物を作るということは		
324	なにかというと、著作物のところにあの、	저작물의	著作物の		
325	著作物の定義を入れると、思想または感情を創作的に	사상, 혹은 감정을 창작적으로	思想、あるいは感情を創作的に		
326	表現したものを	표현한 것을	表現したもの		
327	創作した人が著作者、	그것을 만든 사람이 저작자	それを作った人が著作者		
328	ということになりますので、要は、思想・感情を創作的に表現したと	사상, 감정을 창작적으로 표현했다.	思想、感情を創作的に表現した。		
329	評価しうる、評価できるようなことを	그거를 그렇게 평가할 수 있는 것을 한	それをそう評価できることをした		
330	やった人が著作者です。	그런 걸 한 사람이 저작자	そんなことをした人が著作者		
331	単に資料を、渡しただけとか	단순히 자료를 넘겨준 거는	单纯に資料を渡すことは		
332	アイディアを渡しただけとか、	아이디어를 넘겼다던지	アイディアを渡したとか		
333	作るためのお金を出しただけとか、	만들기 위한 돈을 제공했다던가	作るためのお金を提供したとか		

334	そういう人は著作者ではありません。	그런 사람은 저작자가 아닙니다。	そんな人は著作者ではありません。	
335	ほう、本来はあの、そういう人は著作者じゃないということになります。	원래는 그런 사람은 저작자가 아니다.	本来はそういう人は著作者ではない。	
336	実際に創的な表現をした人が、	실체적으로, 어, 저작권, 저작물을 만든 사람이	실际に, えー, 著作権, 著作物を作った人が	
337	著作者ということになるということになります。	저작자가 됩니다.	著作者になります。	
338	ただま、外から見てもそんなことはわか、誰がやったかわかりませんの で、	하지만 밖에서 봤을 때, 누가 그렇게 했는지 모르기 때문에	しかし外から見たとき、だれがそうしたのかわからないので	
339	一応あの、ほう、あの、著作権法においてはですね、	저작권법상에 있어서는	著作権法上においては	
340	著作物の提供提示の際に	저작물을 제공 제시할 때는	著作物を提供提示するときは	
341	実名や周知の変名が	실명이나, ジュ, 응?	実名や、「ジュ」, ん?	
342	著作者名として表示されればその者を、著作者と推定するという規 定が置かれています。	그것을 저작자라고 추측하고 있습니다.	それを著作者だと推測しています。	
343	つまりあの著作者名が書かれていれば、	즉 저작자명이 쓰여 있다면	つまり著作者名が書かれていれば	
344	そ、か、書かれている人が著作者だろうというふうに	그렇게 쓰여 있는 사람이 저작자	そう書かれている人が著作者	
345	推定はされると。ま推定	그렇게 판단하고 있습 니다.	そう判断しています。	
346	ですからあの覆ることはあります。あの、え、先日というかまあ、どう言 うんですか、耳の不自由なかたが、	어제인가 아래인가	先日	
347	あの、ええ、[笑]音楽作って、	누군가가 음악을 만들어서	誰かが音楽を作って	

348	うんぬんかんぬんという、あの、ことが、ありましたけれども、	방금전에 윤탄카 그 말은 무슨 말인지 잘 못들었는데, 아마, 좋은 사건은 아닌 것 같아요.	今「ウントカ」その言葉はどういう意味か聞き取れなかつたんですが、たぶん、いい出来事ではないと思います。		
349	まああれもある、実際作ってなくってもですね。	실체로 만들지 않았더라도	実際に作っていなくても		
350	あのえ表示がその人の名前で表示されれば、	그 사람의 이름으로 표시가 되어 있으면	その人の名前で表示がなされれば		
351	まずはその人が著作者というふうに考えられる	우선 그 사람이 저작자라고 합니다.	まずその人が著作者だと言います。		
352	ということになります。違うということが明らかになれば	명확하게 한다면	明確にすると		
353	その段階でひっくりがえるだけあって、あの、外部の人が、本当にあいつ作ったんだろうか	외부의 사람이 진짜 저 사람이 만들었는가	外部の人が本当にあの人が作ったのか		
354	と思っても、著作者名としてその人の	그렇게 생각한다 하더라도, 저작권명에 그 사람의 이름이 쓰여 있으면	そう思ったとしても、著作権名にその人の名前が書かれていれば		
355	名前が書いてあれば、まずはその人が著作者というふうに	우선 그 사람이 저작자입니다.	まずその人が著作者です。		
356	考えてください。だからあの医学系の論文なんかで	그러니까 의학적 논문이나	だから医学的論文や		
357			音楽を作つて、という例が出ていたのですが、ここではなんの例について話していたのでしょうか。		
358		저작명이 누구인지에 대해서 얘기했어요.	著作名が誰なのかについて話しました。		
359			それではこの音楽を作つたというのは、結局誰が著作者だったのでしようか。		
360		아마, 그, 웬 뭐라고 했던 거기서, 이제, 약간 좋지 않았던 사건이 있었던 것 같은데, 누가 진짜 그거를 만들었는지에 대해서 이제, 얘기했던 것 같애요.	たぶん、その、「ウン!なんとかと言つていたあそこで、ちょっとよくない出来事があつたようなんですが、誰が本当にそれを作つたのかについて話していたのだと思います。		
361			その前の段階では、どのような人が著作者だと話していましたか。		

362		그, 개성이, 쓴 사람의 개성이 드러나 있는 게 저작자? 그거를 얘기하는 게 맞나?	그의, 개인성이, 쓴 사람의 개인성이 드러나 있는 게 저작자? 그거를 얘기하는 게 맞나?		
363				음악を作ったという話も、個性が出てるから、そこに著作権があるという例だったのでしょうか。	
364		그, 음악 얘기는, 이제 그 사람이 만들었든 만들지 않았든, 저작권에 그 사람의 이름이 쓰여 있었으니까 그 사람이 저작자이다.	その、音楽の話は、その人が作ったのでも作っていないのでも、著作名にその人の名前が書かれていたからその人が著作者だ。		
365	あの20人30人のちょさ、あの著者名がだーっと並んでることありますけど、	이십명 삼십명의 저작명이 막 쓰여 있는데	20人30人の著作名がずらつと書かれているんですけど		
366	実際にこの論文を30人で書いたとはとても思えないと、	실체로 이 논문이 삼십명이 썼다라고는 생각되지 않는	実際にこの論文が30人が書いたとは思われない		
367	マウスを提供しただけでも著作者の名前に入ってるケースも	여기서 마우스가 말하다라는 의미로 사용됐다고 생각하고、응, 네. 그래서 그냥 말한 사람의 이름도 다 쓰였다.	ここで「マウス」が話すという意味で使われていると思って、うーん、はい。だからただ話しただけの人の名前も全部書かれている。		
368	結構あるんじゃないかなと思うんですが、そう、実際は書いてなくてもまああの、	실체로 쓰여 있지 않아도	実際に書かれていなくても		
369	どういんですか、名前があれば、一応、	이름이 있다면 일단은	명前があればとりあえず		
370	とりあえずはその人を著作者のひとりというふうに	그 사람을 저작자의 한명이라고	그 사람을 저작자의ひとりだと		
371	取りあつかう、ということになります。	그렇게 됩니다. 판단됩니다.	그렇게 됩니다. 판단されます。		
372	が、あの内輪もめして、誰が著作者かというんであの	ウチワメ가 무슨 뜻인지는 잘 모르겠는데	「ウチワメ」がどういう意味かはわからないんですけど		
373	争いになると、裁判所は、創意的な行為をやったのは誰かと、	그렇게 창작적인 사람에, 사람은 누구인가	그렇게 창작적인 사람에, 사람은 누구인가		
374	ということで判断するということになります。	판단소가, 아이? 재판, 재판소? 판단소? 재판소는 그렇게 판단합니다.	판단소가,え?裁判,裁判所?判断所?裁判所はそう判断します。		
375			今聞いてみて、内輪もめという言葉の意味はわかりますか。		

376		응, 그거는 잘 모르겠어요.	うーん、それはよくわかりません。		
377	그리고 저작자에 관해서는	그리고 저작자에 관해서는	そして著作者に関しては		
378	1つ注意していただきたいのは法人著作というものです。	법인 저작에 대해서	法人著作について		
379	저작물을 만드는 건 원래 한명한명이	저작물을 만드는 건 원래 한명한명이	著作物を作るのは本来ひとりひとりが		
380	사람이 만드는 것이지만	사람이 만드는 것이지만	人が作るものですが		
381	다음의 다섯가지 조건을 전부	다음의 다섯가지 조건을 전부	次の5つの条件を全部		
382	만족한 경우에는	만족한 경우에는	満たす場合には		
383	법인이 저작자	법인이 저작자	法人が著作者		
384	법인이 저작자가 됩니다.	법인이 저작자가 됩니다.	法人が著作者になります。		
385	첫번째가 법인의 발의에, 기본을 둔다.	첫번째가 법인의 발의에, 기본을 둔다.	1つ目が法人の発意に、基本を置く。		
386	그리고 법인의 업무에	그리고 법인의 업무에	そして法人の業務に		
387	종사하는 사람이 작성한다.	종사하는 사람이 작성한다.	従事する人が作成する。		
388	그리고 직무상에서 작성한다.	그리고 직무상에서 작성한다.	そして職務上で作成する。		
389	일로서 만든다.	일로서 만든다.	仕事として作る。		

390	で公表するときは	공표할 때에는	公表するときには		
391	法人等の著作名義で公表される。	법인이나 저작명의에, 명의로 공표한다.	法人や著作名義に、名義で公表する。		
392	ま法人名で公表される。	법인명으로 공표한다.	法人名で公表する。		
393	それから契約就業規則に	그리고 계약이나	そして契約や		
394	従業員を著作者とする	종업원을 저작자로	従業員を著作者と		
395	という定めがない。	인정하지 않는다.	認定しない。		
396	この5つをすべて満たせば	이 다섯가지를 모두 만족하면	この5つをすべて満たせば		
397	法人が著作者ということになります。	법인이 저작자가 되는, 법인이 저작자가 됩니다.	法人が著作者になる、法人が著作者になります。		
398	まあ典型例で言うとあの大学の入試問題。	전형적인 예시를 들자면, 대학 입시.	典型的な例を挙げると、大学入試。		
399	入試問題はあの当然作るということを	입시 문제는 당연히	入試問題は当然		
400	大学が決め、大学の教員が、	대학의 교원이	大学の教員が		
401	仕事として作ると。	만드는 겁니다.	作るものです。		
402	で、公表のときは	그리고 공표할 때는	そして公表するときは		
403	大学名で公表される。	학교명으로 공표한다.	学校名で公表する。		

404	あの、大学の勤務規則なんかを見てもですね、	학교의 의무 규칙	学校の義務規則	
405	別に、あの、個々の教員を著作者とするという	이 교원을 저작자라고 한다는	この教員を著作者とするという	
406	定めはどこにもありませんので、	그런 거는 어디에도 없기 때문에	そんなものはどこにもないので	
407	5番目の定めがないという条件も	오번의 정해진 게 없다는	5番の決められたものがないという	
408	満たしてます。	그런 것을 만족하고 있습니다.	そういうことを満たしています。	
409	だから5つの条件すべて満たしてるんで、	그러니까 이 다섯가지의 조건을 전부 만족하는	だからこの5つの条件を全部満たす	
410	たとえば九州大学の	만족하고 있기 때문에, 예를 들면, 규슈대학교의	満たしているので、たとえば、九州大学の	
411	入学試験問題の、著作者は誰かという、	입학시험의 저작자는 누구인가	入学試験の著作者は誰か	
412	それは九州大学であると。	그거는 규슈대학이다.	それは九州大学だ。	
413	あの別に、さ、あのー、もん、頭をひねって考えた、まるまる先生というんじゃなくて、	여기서도 头를 히넬라고 되어 있는데, 이것도 같이 머리를 써서 만든 선생님들	ここでも「頭をヒネル」となっているんですが、これもいっしょに頭を使つて作った先生たち	
414	大学そのものが作った。	대학 자체가 만들었다는	大学自体が作ったという	
415	入試問題ですよということになります。	입시 문제입니다.	入試問題です。	
416	教材の場合、まああの	교재의 경우에는	教材の場合には	
417	法人が著作者になるケースどれだけあるかは知りませんが、	앞에 중간에 끊겨서 잘 못들었는데, 누가 저작자가 될지는	前が途中で切れでよく聞こえなかったんですけど、誰が著作者になるかは	

418	一応、ほ、法的な規定で言うと、	일단 법적인 걸로 말하면、여기 있는 다섯가지	とりあえず法的なことで言うと、ここにある5つ		
419	この5つの条件をすべて満たしていれば、	이 다섯가지의 조건을 전부 만족한다면	この5つの条件を全部満たせば		
420	教材であっても、	교재라고 한다더라도	教材だといっても		
421	法人が著作者ということはあります。	법인이 저작자가 될 수 있다	法人が著作者になりうる。		
422	つまりあの、大学として、	즉 대학에서	つまり大学で		
423	え、この科目的、たとえばイーラーニング	이 과목의, 예를 들어서 이러닝에. 아까 앞에서 이러닝을 모른다고 했었는데、 아마 이ーラーニング가 교과 과목일 거라고 생각되요。	この科目の、たとえばイーラーニングに。さっき前でイーラーニングを知らないと言ったんですけど、たぶん「イーラーニング」が教科科目だと思います。		調査前にイーラーニングについての話が出たと思われる。
424	教材を作ろうと決めて、	교재를 만들자고 정해서	教材を作ろうと決めて		
425	その大学の教職員が、	그 대학의 교직원이	その大学の教職員が、		
426	仕事として作ると。	일로서 만든다라는	仕事として作るという		
427	で、なおかつ、公表の際には、	그리고 공표할 때에는	そして公表するときには		
428	著作者名のところ、まああの	저작명에는	著作名には		
429	その教材の、あの、だいたいあの、名前が書いてあったらそここのところですね。	교재의 대부분 이름이 적혀 있는	教材の大部分名前が書かれている		
430	九州大学なんとか学部とか、	거기에는 규슈대학의 어떠한 학부	そこには九州大学のなんとか学部		
431	九州大学なんとかセンターとかですね。	혹은 규슈대학의 어떠한 센터	あるいは九州大学のなんとかセンター		

432	そういうふうに、あの、個人名じゃなくって、	그렇게 개인명이 아니라	そんなふうに個人名ではなく	
433	え、組織の名前が書かれて、	조직의 이름이 쓰여지는	조직의名前が書かれる	
434	あ、よ、あの、世に出ると。	그렇게 됩니다.	そうなります。	
435	で作るときの、約束も、なにも、	그리고 만들 때의 약속은	そして作るときの約束は	
436	特段の定めがないと。	특별한, 특별히 정해져 있지 않다.	特別な、特別に決められていない。	
437	いうことになると5つの条件を全部満たすということになるんで、	그렇게 다섯개의 조건 전부 만족해 된다.	そのように5つの条件全部満たすことになる。	
438	その場合は、誰が作ったか、	그런 경우에는 누가 만들었는지	そんな場合には誰が作ったか	
439	学校そのものが作ったと、	학교 자체가 만들었다, 라고	学校自体が作った、と	
440	いうふうに、え、なるケースもあります。	그렇게 되는 경우가 있습니다.	そうなる場合があります。	
441			入試問題と教材の話が出てきたと思うんですが、それぞれ著作者、著作権の話で、どういう例で出てきたから、簡単に説明してもらえますか。	
442	이 법인 저작은, 아래 있는 이 다섯가지 예로, 예를 다 만족되면, 교직원들은 학교에서 일을 하는 일환으로, 시험 문제를 만들거나 교재를 만드는 거기 때문에, 그 교직원이 만들었다고 하더라도 저작명에는 학교 이름이 들어간다.		この法人著作は、下にあるこの5つの例で、例をすべて満たせば、教職員たちは学校で仕事をする一環として、試験問題を作ったり教材を作るのに、その教職員が作ったといっても著作名には学校の名前が入る。	
443			入試問題も教材も同じですか。	
444		네, 똑같다고 생각해요.	はい、同じだと思います。	
445	ただあの、教材なんかの場合、まああの、が、	하지만 교재의 경우에는	しかし教材の場合には	

446	どうです、個人名が、で、表記されるケース多いとは思うんですけどね。	개인명이 표기되는 경우가 많다라고 생각되는데	個人名が表記される場合が多いと思われますが		
447	個人名でひょう、あの、表示されてるとこの4番目の条件を	개인명으로 표시된다라고 할 때에 이 사번은	個人名で表示されるというときにこの4番は		
448	満たさないということ	만족되지 않는다.	満たされない。		
449	になりますし、個人名の表記をしないような場合でも、	그렇게 되고 개인명을 표기하지 않는다고 할 때	そうなって個人名を表記しないというとき		
450	あのどう言うんですかね、あの法人が作ったことになると	법인이 만든 것이 된다면	法人が作ったことになると		
451	あまりいいものを作ろうという意欲がわからないと。	좋은 것을 만들려고 할 때 의욕이 나지 않을 수도 있다는	いいものを作ろうとするとき意欲が出ないかもしれないという		
452	やっぱり、あの頭をひねった個人を著作者として	역시 머리를 써서 자기가 저작명에	やはり頭を使って自分が著作名に		
453	あげようと、いうふうに	자기를 넣고자 하는	自分を入れようとする		
454	考えるんであれば、作る段階で、	그렇게 한다면 만드는 단계에서	そうすれば作る段階で		
455	この、できあがった、あの、教材の著作者は、	이 만든, 이 교재를 만든 저작자는	この作った、この教材を作った著作者は		
456	実際にあの教材を作った、	실체로 이 교재를 만든	実際にこの教材を作った		
457	ひとりひとりの、あの先生としますよと、	개인개인의 선생님이라고 한다.	个人個人の先生だとする。		
458	いうのを決めといて作れば、	그거를 미리 정해 두고 교과서를 만든다면	それを前もって決めておいて教科書を作れば		
459	あの、じゅう、あ、あまあ従業員を著作者とするという	이 오번의, 종업원을 저작자로 인정하지 않는다는	この5番の、従業員を著作者と認定しないという		

460	定めがないという、あの条件、があのひっくり返りますので、	그 조건이 바뀌기 때문에	その条件が変わるので	
461	個々の人が著作者となるということになります。	개인의 사람이 저작자가 된다.	個人の人が著作者になる。	
462	まあ、あんまり教材作成で著作者が誰か	교재를 만들 때 누가 저작자인지	教材を作るとき誰が著作者か	
463	著作権はうんぬんで、もめるということはないかもしませんが、	저작권을, 여기서 모델라는 뜻이 정확히 뭘지는 모르겠는데, 그 저작권을 갖는 사람, 이라는 의미라고 생각해요.	著作権を、ここで「モエル」という意味が正確になんのかはわからないんですが、その著作権を持っている人、という意味だと思います。	
464	心配であれば作る前にですね。	그게 걱정되면 만들기 전에	それが心配なら作る前に	
465	これについての著作者は誰になるのか	이것에 대해서 저작자가 누구인지	これについて著作者が誰か	
466	ということは、ちゃんとあの明らかにしといたほうがあとで	정확하게 정해 두고	正確に決めておいて	
467	トラブルはないとは思います。	해야 트러블이 없다.	そうすればトラブルがない。	
468	まあ、実際に教材でトラブルがあった	실체로 교재에서 트러블이 있다라고	実際に教材でトラブルがあると	
469	という意味ではないんですけど、	있었다라는 의미는 아닌데	あったという意味ではないんですけど	
470	今後増えていくとちょっと、	앞으로 늘어난다면	今後増えると	
471	あのありうるんで、まああの、	있을 수 있기 때문에	ありうるので	
472	その点も、ちょっと、頭の隅に入れといてください。	그 점도 머리에 넣어 두세요.	その点も頭に入れておいてください。	
473			もめるという言葉がわからなかったということだったんですが、どんな意味か推測できますか。	

474		응, 지금도 아까처럼, 그, 저작권을 누가 갖고 있는지에 대해서 말하고 있다고 생각해요.	うーん、今もさっきみたいに、その、著作権を誰が持っているかについて言つてもらつたと思います。		
475				最後に先生は、なんについて頭の隅に入れておいてくださいと言つたのですか。	
476		응, 아, 그, 저작권명에 자기 이름이 들어가고 싶으면, 그것을 뭔가를 만들기 전에 미리 명확하게 정해 둬라.	うーん、あ、その、著作権名に自分の名前を入れてほしかったら、それをなにかを作る前にあらかじめ明確に決めておけ。		
477				最初の入試問題の例とは違った話だと思うのですが、なにが違ったのでしょうか。個々の人が著作者になると言つてくれたんですが、どうして入試の例と違ったのでしょうか。	
478		응, 그, 법인으로 한다면, 노력을 하지 않을 수도 있고, 아, 자기 이름이 들어가고 싶은 사람, 내가 만들었다고 말하고 싶은 사람이 있을 수도 있으니까, 네, 그렇다고 생각합니다.	うーん、その、法人ですると、努力をしないかもしれないし、えー、自分の名前を入れてほしい人、自分が作ったと言いたい人がいるかもしれないから、はい、そうだと思います。		